

果樹王国ひがしねさくらんぼマラソン大会競技規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この競技規則は、果樹王国ひがしねさくらんぼマラソン大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が決定した大会要項に基づき、競技運営するにあたり必要な事項を定めるものである。

(会 場)

第2条 会場は、陸上自衛隊神町駐屯地（山形県東根市神町南三丁目1－1）を主会場とする。

(コース)

第3条 会場を含めた東根・神町・東郷地内のフルーツライン周回コースとする。

2. 競技者は係員の誘導指示に従い、車道の左側を走ることを基本とする。ただし、道路状況や緊急時などやむをえない事情がある場合はこの限りではない。

(種 目)

第4条 種目は、3km（親子ファミリーを含む。）、5km、10km、ハーフマラソンとする。

(集合時間ならびにスタート)

第5条 各種目のスタート場所への集合は、スタート時間15分前までに自主集合とする。

2. 最終車随行後の選手のスタートは認めない。

(制限時間)

第6条 制限時間は、3kmを30分、5kmを50分、10kmを1時間35分、ハーフマラソンを2時間50分とする。

2. 関門の場所及び制限時間については次のとおりとする。

(1) ハーフマラソンは、12.8km地点で1時間45分、16.4km地点で2時間15分、18.7km地点で2時間32分とする。

(2) 10kmは、5.5km地点で55分、7.6km地点で1時間15分とする。

(3) 5kmは、2.8km地点で30分とする。

3. 同条1項又は2項の制限時間を越えた競技者は、直ちに競技を終了しなければならない。

(服 装)

第7条 競技者は、公序良俗に反しないようにデザインされ仕立てられた服装を着用しなければならない。また、他の競技者や審判員の判定に妨げになるような服装を着用してはならない。

2. 政治的、宗教的又は思想的な啓蒙活動を目的とした服装を着用してはならない。

3. 競技者は、裸足でも、また片足あるいは両足に靴を履いて競技してもよい。ただし、その靴は使用者に不正な利益を与えるようないかなる技術的結合も含めて、競技者に不正な付加的助力を与えるものであってはならない。
4. 大会側が用意するナンバーカードを胸にはっきり見えるようにつけなければならない。ナンバーカードは、配布された形で着用しなければならず、切ったり折り畳んだり、数字を見えなくするなどの加工をしてはならない。

(失 格)

第8条 次に掲げる不正行為を行った競技者は失格とする。

- (1) 虚偽の申込みにより参加した競技者。
- (2) 申込者と別人が参加した競技者。
- (3) 親子ファミリーに参加する親子が、手をつないで同時にフィニッシュしない競技者。
- (4) スタート時間にスタートラインよりも内側に並んでいない競技者。
- (5) 参加する種目のスタート時間に、スタートラインを超えてコース上にいる競技者。
- (6) コースをはずれ距離を短くした競技者。
- (7) 使用者に不正利益を与える靴及び身体能力を向上させる器具（保護あるいは医療目的で、実行委員会が判断した身体保護具を除く。）等、有利さを使用者に提供する装置を使用した競技者。
- (8) 他の競技者に対し、明らかな妨害行為を行った競技者。
- (9) 単に政治的、宗教的又は思想的な啓蒙活動を目的とした参加をする競技者。
- (10) その他実行委員会の判断により、公序良俗に反し競技にふさわしくない行為を行った競技者。

(記録計測)

第9条 記録計測は、着順・タイム自動判定システムを採用する。なお、着順はフィニッシュラインを靴紐等に付けた計測用タグが通過した順により判定する。

(距離表示)

第10条 距離表示は、各コースともに1km毎に設置する。また、ハーフマラソンは「中間点」を設置する。

(給水所)

第11条 給水所は、実行委員会の定めるところにより設置する。

(設置物)

第12条 ウォーターカーテン及び冷たいぬれタオルの配布等の設置物は、実行委員会の定めるところにより設置する。

(その他)

第13条 その他については、実行委員会の判断により実施する。

第2章 競技役員等

(競技役員等)

第14条 実行委員会は、次の競技役員等（競技役員・競技運営職員・運営協力員）を設置することができる。ただし、役員とその数は原則的なもので、実行委員会の判断で変更することができる。

競技役員等

・総括	1 人	・総務	1 人
・総務員	1人以上	・審判長	1 人
・技術総務	1人以上	・役員係	1人以上
・出発係	適切な人数	・スターター	1人以上
・記録・情報処理係	適切な人数	・移動監察	適切な人数
・固定監察	適切な人数	・選手誘導係	適切な人数
・沿道整理係	適切な人数	・その他	

2. 各役員等に主任をおくことができる。
3. 役員等は、必要に応じ明瞭な服装又は印（マーク）をつける。
4. 必要があれば補助員を設置してもよい。

(総括)

第15条 総括は、競技全般に係る業務を統括する。総括は原則として、競技運営班である東根市教育委員会生涯学習課長が担う。

(総務)

第16条 総務は、次の業務を担うものとする。

- (1) 競技役員の集合状況の把握及び必要に応じた補充措置をする。
- (2) コース整備状況の把握及び競技用具の確認をする。
- (3) 競技進行状況を把握する。
- (4) 天候急変に対する措置をする。
- (5) 補助協員の任務状況の把握をする。
- (6) 実行委員会及び審判長と連携し、抗議に対する措置を行う。
- (7) 危険防止の措置をする。
- (8) 競技中の情報収集をする。

(総務員)

第17条 総務員は、次の業務を担うものとする。

- (1) 各競技役員の活動計画を作成する。
- (2) 競技役員、補助員の出欠状況の確認及びその補充をする。
- (3) 競技役員、補助員の集合解散の統制をする。
- (4) コース整備状況及び競技用具準備状況の確認をする。
- (5) 競技役員の配置状況を把握する。

- (6) 競技中における役員及び補助員の適正配置と活動状況を把握する。
- (7) 競技進行に関する事項並びにアナウンサーに連絡をする。
- (8) 競技役員間の連絡指示業務をする。
- (9) 場内整理について把握する。
- (10) 天候急変時の対策及び対応を行う。
- (11) 受付招集状況の確認をする。

(審判長)

第18条 審判長は、次の業務を担うものとする。

- (1) 競技規則が遵守されているかを監視し、競技中の起こった技術的問題、ならびに競技規則に明らかにされていない事項についても決定する。
- (2) 競技の順位決定について、その疑義ある順位、あるいは審判員が決定し得ない順位に限り判定する。
- (3) 成績の問題点は、自動測定システム記録を優先し処理しなければならない。
- (4) 第6条の制限時間に従わない競技者を除外する権限を持つ。除外した場合、実行委員会に連絡をしなければならない。
- (5) 第8条の不正行為をする競技者に警告を与え、競技から除外する権限を持つ。除外した場合、実行委員会に連絡をしなければならない。
- (6) 競技運営に関する異議もしくは抗議を裁定する。

(技術総務)

第19条 技術総務は、総務の直接指導の下で行動し、次の業務を担うものとする。

- (1) 任務内の必要事項を審判長と協議し、競技の円滑な進行を図る。
- (2) コース内の各種ライン及びコース方向表示を確認する。
- (3) コース全般の路面状況等が、競技に支障がないか確認する。
- (4) 使用する用器具等について委託業者と調整し、設置準備状況や担当者の使用要領等を確認指導する。
- (5) 交通規制等競技進行に支障がおよぶと予想される箇所の準備状況を点検する。
- (6) 総務及び審判長に対し、各種目スタート10分前の天候気象状況（特に気温・湿度）の報告を行う。
- (7) コース最終点検車の運行時に走路各関係役員（補助員を含む）に対し、必要により安全確保と誘導要領を指導する。

(役員係)

第20条 役員係は、次の業務を担うものとする。

- (1) 競技役員の出欠及び集合状況の確認をする。
- (2) その他、競技役員に対する事項（貸与・支給品、昼食、連絡調整等）を行う。

(出発係)

第21条 出発係は、次の業務を担うものとする。

- (1) 競技者に表示看板に従った自主的な集合整列ができるように誘導する。
- (2) スタート地点に、他種目の出走者がいないか確認し、他種目の出走者がいる場合には

整列から移動させる。

- (3) 種目ごとにスタートさせた時刻を記録情報処理係に連絡する。
- (4) 不正スタートがないか監察し、不正スタートを確認した場合、ただちに審判長に連絡し、指示を受け対処する。
- (5) スターターに対し、正確で円滑にその任をこなせるよう援助する。
- (6) スターターの位置は、全種目とも同じ場所とする。

(スターター)

第22条 スターターは、次の業務を担うものとする。

- (1) スターターは、出発係の指示の下、各種目定時にスタートさせる。

(記録・情報処理係)

第23条 記録・情報処理係は、次の業務を担うものとする。

- (1) 紙の完走証は交付せず、完走者にはWEB完走証を授与（各自ダウンロード）する。
- (2) 集計記録を整理する。

(移動観察)

第24条 移動観察は、次の業務を担うものとする。

- (1) 審判長の補佐として走路監察を統括するため、監察車で移動し、競技の監察を行い、走路の安全確保に努める。
- (2) スタート時、スタートが見える位置まで移動し、スタート1分20秒前に出発係の笛（ホイッスル）に合わせて準備完了の白旗をあげる。
- (3) 監察を行い規則違反や問題が発生した場合は、審判長に報告する。また、違反のあった場所は、競技終了後に時間、内容を監察記録用紙に記入し審判長に提出する。
- (4) 移動は実行委員会準備の監察車を使用する。
- (5) 審判長の指示により、走者をハンドマイクで規制誘導する。
- (6) 移動監察員は、スタート時に準備完了を確認し合図を出す。
- (7) 移動監察員は、監察車で移動し競技の監察を行う。
- (8) 移動監察員は、基本的に最終制限時間2時間50分で競技を終了させ、競技者に説明の上、競技者収容車で会場に搬送する。
- (9) その他については、審判長の指示による。

(固定監察)

第25条 固定監察は、次の業務を担うものとする。

- (1) 審判長の補佐として指示された地点で競技を厳重に監察し、競技者や他の人によって規則違反があったり、妨害が発生したりした場合には、審判長にその内容を報告する。
- (2) 競技者が定められた走路を走っているか、他の助力を受けていないか、身体に異常を起こしている者がいないか等の監察に努める。
- (3) 競技者が安全に競技できるよう、競技者へのコースの指示や走路の確保に努める。
- (4) 沿道整理員の適切な誘導を指導する。
- (5) 規則違反や問題が起こった場合は、審判長へ報告する。また、競技終了後、規則違反があった場所、時間、内容を監察記録用紙に記入し審判長に提出する。

- (6) 競技途中棄権者の保護、競技継続危惧者の保護に関すること。(状況により、救護車及び競技者収容ワゴンへの乗車を促す。)
- (7) 審判長の指示により、走者を規制誘導する。
- (8) 交差点部は、必ず固定監察員が立ち、競技者の適切な指導を行う。
- (9) 固定監察員の配置は、折り返し及び合流地点に2～5名、幹線道路の交差点部に2名とし、その他は1名を基本とする。

(選手誘導係)

第26条 選手誘導係は、次の業務を担うものとする。

- (1) 競技者の誘導を行う。

(沿道整理係)

第27条 沿道整理係は、次の業務を担うものとする。

- (1) 指示された地点で、競技者が安全に競技出来るよう走路の確保に努める。
- (2) 競技者が走行してきたら、観客側を向いて両手を広げ、観客の走路内進入を防ぐと共に、競技者へ進行方向を示す。
- (3) 観客が競技者と伴走(同方向に併走して走る行為)をしていたら、注意し止めるようにする。
- (4) コース上及び沿道等において、競技者に対する妨害行為、又は単に政治的、宗教的、思想的な啓蒙活動を目的とした行為、若しくは公序良俗に反する行為を注意し止めるようにする。
- (5) 低木の植栽が施されている区間やガードレールが設置されている区間は、基本的に沿道整理員は配置しないこととする。ただし、必要と認められる場合はその限りでない。
- (6) 距離表示看板(km)を、競技者に見えるように設置する。
- (7) 緊急連絡の依頼を受けた時、連絡内容を聞き取り、緊急連絡網に従って救護本部又は大会本部等に連絡する。
- (8) 最終競技者通過後に沿道の清掃を行う。

第3章 補 則

(委 任)

第28条 この競技規則に定めのないものは、実行委員会の判断及び日本陸上競技連盟競技規則を準用する。

附 則

この規則は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年2月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年11月20日から施行する。

附 則
この規則は、平成 26 年 11 月 17 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 28 年 11 月 7 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 29 年 10 月 17 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 5 年 10 月 26 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 6 年 10 月 28 日から施行する。